

# 温室効果ガス排出量開示請求の手引き

～算定・報告・公表制度による報告データを開示請求される方へ～

地球温暖化対策の推進に関する法律に基づく温室効果ガス排出量算定・報告・公表制度により、主務大臣（環境大臣・経済産業大臣及び事業所管大臣）に対し事業者が報告した温室効果ガスの排出量等に関する情報について、どなたでも開示を請求することができます。

環境省及び経済産業省では、「温室効果ガス排出量算定・報告・公表制度開示窓口」を設け、開示請求や開示に係る各種御相談を受け付けています。

## ○温室効果ガス排出量算定・報告・公表制度とは？

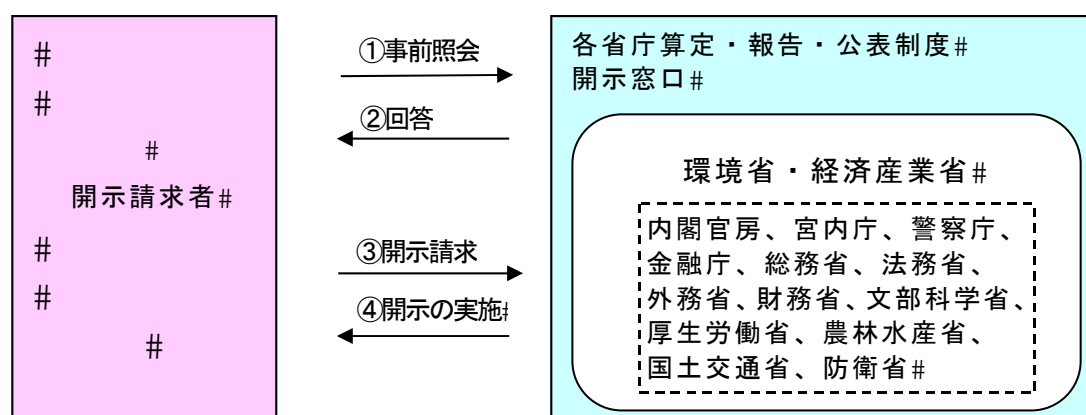
事業活動に伴い相当程度多い温室効果ガスの排出をする者（特定排出者）が、事業者ごとに、温室効果ガスの排出量等について、毎年4月～7月の間に、事業者の事業を所管する大臣に報告することを義務づける制度です。

報告された事業者ごとの排出量等の情報は、環境省・経済産業省のコンピュータにて電子的に記録され集計されます。

集計結果の公表日以後、どなたでも環境大臣・経済産業大臣及び事業所管大臣の保有する事業者に係る情報の開示を請求することができます。

#

### <開示請求制度の概要>



①事前照会：開示請求の際に、開示対象（開示を求める事業者名等）を特定するための事前の手續のことです。

②回答：開示対象を特定するために必要となる情報の提供を受けることができます。

③開示請求：「ファイル記録事項開示請求書」の提出と手数料の納付を行います。

④開示の実施：指定した媒体で開示を受けることができます。#

令和8年6月

環境省・経済産業省

## 開示請求の対象となる情報

事業者から報告された情報は、個人情報等を除き、すべて開示の対象となります。

具体的には、

- 特定排出者<sup>※1</sup>（事業者）に関する情報（名称、所在地、事業内容等）
- 特定排出者の温室効果ガスの種類ごとの算定排出量に関する情報<sup>※2</sup>
- 特定事業所排出者における調整後排出量に関する情報（調整後排出量、京都メカニズムクレジットの合計量並びに国内認証排出削減量及び海外認証排出削減量の種類ごとの合計量）<sup>※2</sup>
- 特定事業所<sup>※3</sup>の温室効果ガスの種類ごとの算定排出量に関する情報<sup>※2</sup>
- 温室効果ガス排出量に関連する情報（事業者が任意に提出した情報）

等について、開示請求によりどなたでも必要とする情報を入手することができます。

これらの情報は、データ量が膨大であり電子的にファイルに記録していることから、「**ファイル記録事項**」と呼んでいます。

※1：特定排出者には以下の区分があります。

- ・ 特定事業所排出者
- ・ 特定輸送排出者

（特定貨物輸送事業者、特定旅客輸送事業者、特定航空輸送事業者及び特定荷主）

※2：事業者からの権利利益保護請求を事業所管大臣が認めた温室効果ガスの算定排出量は、開示されません。

※3：事業活動に伴い相当程度多い温室効果ガスの排出をする事業所

## 開示を受けることのできる媒体

開示対象のファイル記録事項について開示を受ける際には、以下3つの媒体から選択することができます。（媒体ごとで手数料の額が変わります。）

- ①用紙による提供：1枚につき数～数十事業者分のデータが収容可
- ②フロッピーディスク（FD）による提供：約1.4MBのデータ量まで収容可
- ③光ディスク（CD-R）による提供：約650MBのデータ量まで収容可

電子媒体（②・③）で提供を受ける場合、csv形式（カンマ区切りのテキスト形式）のファイルとなります。各種表計算ソフトを起動させた上でcsv形式のファイルを開くと、表形式で表示させることができ、独自の検索や集計等の加工を任意に行えます。

その他、これらのファイルと一緒に収録している「はじめに.txt」というファイル名のファイルにも、特記事項が記載されていますので、ファイルを開いてご覧ください。

## 開示請求の方法

開示請求を行う際、開示請求者の氏名及び住所の他に、開示請求しようとする事業者又は事業所の名称及び所在地、その他の開示請求に係る事業者又は事業所を特定するに足りる事項を明らかにしていただくことが必要です。

これらの事項を「ファイル記録事項開示請求書」（以下、「開示請求書」といいます。）に記載し、算定・報告・公表制度開示窓口へ提出するか又は郵送してください。

開示請求には、所定の手数料が必要です。開示請求書に手数料に相当する収入印紙を添付し納付してください。なお、一度に、複数年度（例：平成18～令和2年度）の排出量の開示が可能です。

各省庁では、当該省庁が所管する事業者に関するファイル記録事項の開示請求に対応します。また、環境省及び経済産業省では、事業者の主たる事業に関わりなくすべての事業者に関するファイル記録事項の開示請求に対応します。

なお、特定貨物輸送事業者、特定旅客輸送事業者及び特定航空輸送事業者に関するファイル記録事項の開示請求については、環境省及び経済産業省のほか、国土交通省で対応します。

具体的な開示の手続は次のとおりです。

### （１）全事業者及び事業所のファイル記録事項を一括して開示請求する場合

開示請求書（表面のみ）に必要な事項を記載し、手数料に相当する収入印紙を貼付の上、環境省又は経済産業省の算定・報告・公表制度開示窓口へ提出するか又は郵送してください。なお、開示の実施を郵送で希望する場合には、開示請求書の他に、返信用切手（180円）を貼付した宛先の記入された封筒（A4以下でCD-Rが入る大きさのもの）も同封してください。

### （２）一部の事業者又は事業所のファイル記録事項について開示請求する場合

一部の事業者又は事業所のファイル記録事項について開示請求する場合、あらかじめ入手しようとする情報の特定（報告された全ファイル記録事項のデータの中から、入手しようとする情報をコンピュータ上で特定し抽出すること）が必要となります。（開示請求書の提出の前に行っていただくこの手続を「事前照会」と呼びます。）

以下の方法により必ず事前照会を行っていただきますようお願いいたします。

#### <事前照会の方法>

FAX、E-mail 又は電話による方法から選択し、事前照会に必要な事項を環境省、経済産業省又は事業所管省庁の算定・報告・公表制度開示窓口までお問い合わせください。

※：FAXの場合は、「ファイル記録事項開示請求事前照会書」を御利用いただくと便利です。

また、E-mailの場合は、必要事項をメールの本文に記載して送信してください。

メールの件名は「算定・報告・公表制度開示請求事前照会」としてください。

※：電話による御相談も承りますが、大変混雑することが予想されますので、FAX 又は E-mailにて御照会いただきますようよろしくお願いいたします。

照会を受けた算定・報告・公表制度開示窓口からは、開示対象を特定するために必要な情報を提供します。この回答をもとに開示請求を行ってください。

<事前照会及び算定・報告・公表制度開示窓口からの回答>

「事前照会」として以下の事項をお知らせください。

<事前照会の内容>

①開示対象の特定方法

【特定事業所排出者の場合】

→事業者又は事業所（名称及び所在地）を指定又は都道府県、主たる事業その他の条件により全データから範囲を絞り込んで対象を特定

【特定輸送排出者の場合】

→事業者名を指定又は主たる事業、省エネルギー法における指定区分その他の条件により全データから範囲を絞り込んで対象を特定

②希望する開示媒体の種類

→用紙（A4）、フロッピーディスク（FD）又は光ディスク（CD-R）

③媒体の入手方法

→郵送又は算定・報告・公表制度開示窓口への御来訪

算定・報告・公表制度開示窓口から以下の事項を回答します。

- ① 開示請求しようとする情報の存否（報告が行われている事業者か否か）
- ② 開示の実施に係る手数料の額
- ③ 郵送による開示実施の場合の郵送料の額

## 手数料の算出・納付

開示請求には、所定の手数料が必要です。

手数料は、次の表に示すとおり開示を受ける媒体及びデータの量（容量）によって決まります。開示請求書に収入印紙を貼付して納付してください。

### ＜媒体別手数料算出方法＞

内容	開示媒体	手数料算出方法
事業者又は事業所を検索して一部の情報について開示	用紙（A4）	紙1枚につき30円※ <sup>1</sup>
	フロッピーディスク（FD）	FD1枚につき50円+0.2MB（メガバイト）までごとに370円※ <sup>2</sup>
	光ディスク（CD-R）	CD-R1枚につき70円+0.2MBまでごとに370円※ <sup>2</sup>
年度の全データを開示	光ディスク（CD-R）	CD-R1枚につき70円+300MBまでごとに1,360円（合計1,430円）※ <sup>3</sup>

※1：用紙の枚数は、開示請求のあった事業者又は事業所の数、当該事業者から報告されたガス種の数などにより異なります。1枚の用紙には、平均でおおよそ数～数十事業者分のデータを収録可能です。

※2：データの量は、開示請求のあった事業者又は事業所の数、当該事業者からの報告されたガス種の数などにより異なります。1枚のFDには、平均でおおよそ2千事業者分のデータを収録可能です。

※3：データの量は、開示請求のあった年度の報告事業者の総数、報告されたガス種の数などにより異なります。平成18年度～令和2年度の場合、300MB以内で全事業者のデータを収録可能です。

※4：開示の実施を郵送で希望する場合には、開示請求書の他に、切手を貼付した宛先の記入された返信用封筒（A4以下でCD-RやFDが入る大きさのもの）を同封してください。切手代は、CD-R1枚の場合180円（定形外封筒）です。

## 開示の実施

開示請求書の記載に不備がなく、所定の手数料を納付されたことが確認できたら、開示を実施することとなります。

開示請求者があらかじめ指定した媒体（書面・フロッピーディスク・CD-R）にて開示が実施されます。

なお、郵送で開示請求する場合、開示請求書とともに郵便切手を貼った宛先の記入された返信用封筒（A4以下でCD-RやFDが入る大きさのもの）を同封してください（全事業者及び事業所のファイル記録事項を一括して開示請求する場合には、180円切手を貼ってください。一部の事業者のファイル記録事項について開示請求する場合には、同封する郵便切手の額について事前照会時に確認してください。）。

## 各省庁の算定・報告・公表制度開示窓口

各省庁に設置されている算定・報告・公表制度開示窓口は、以下のとおりです。

各省庁では、当該省庁が所管する事業者に関するファイル記録事項の開示請求に対応します。また、環境省及び経済産業省では、事業者の主たる事業に関わりなくすべての事業者に関するファイル記録事項の開示請求に対応します。なお、特定貨物輸送事業者、特定旅客輸送事業者及び特定航空輸送事業者に関するファイル記録事項の開示請求については、環境省及び経済産業省のほか、国土交通省で対応します。

省庁名	担当局部課	連絡先
環 境 省	地球環境局 地球温暖化対策課	TEL : 03-5521-8249 FAX : 03-3580-1382 E-mail : ghg-kaiji@env.go.jp
経済産業省	イノベーション・環境局 GXグループ GX推進企画室	TEL : 03-3501-1511 (内線 3521) FAX : 03-3501-7697 E-mail : bz1-SHK@meti.go.jp
内閣官房	内閣総務官室	TEL : 03-5253-2111 (内線 85130) FAX : 03-3581-7238
内閣府	大臣官房 企画調整課	TEL : 03-5253-2111 (内線 38112) FAX : 03-3581-4839
宮内庁	長官官房 秘書課	TEL : 03-3213-1111 (内線 3222) FAX : 03-3211-7045
警察庁	長官官房 総務課	TEL : 03-3581-0141 (内線 2146) FAX : 03-3581-0559
金融庁	総合政策局 総務課	TEL : 03-3506-6000 (内線 3161) FAX : 03-3506-6267
総務省	大臣官房 企画課	TEL : 03-5253-5111 (内線 5158)
法務省	大臣官房 秘書課	TEL : 03-3580-4111 (内線 2058) FAX : 03-5511-7200
外務省	大臣官房 会計課	TEL : 03-5501-8000 (内線 2250) FAX : 03-5501-8103
財務省	大臣官房 総合政策課 政策推進室	TEL : 03-3581-4111 (内線 5167) FAX : 03-5251-2163
文部科学省	大臣官房 文教施設企画・防災部施設企画課	TEL : 03-5253-4111 (内線 2324) FAX : 03-6734-3690
厚生労働省	政策統括官付 労働政策担当参事官室 調整第四係	TEL : 03-5253-1111 (内線 7719) FAX : 03-3502-5395
農林水産省	大臣官房 政策課 環境政策室	TEL : 03-3502-8111 (内線 3296) FAX : 03-3591-6640
国土交通省	総合政策局 環境政策課	TEL : 03-5253-8111 (内線 24411) FAX : 03-5253-1550
防衛省	地方協力局 環境政策課	TEL : 03-3268-3111 (内線 36554) FAX : 03-5229-2134

<事前照会の流れ>

質問 1) 開示対象の範囲は？  
 ①すべてのファイル記録事項  
 ②一部のファイル記録事項#

② ①# ■すべてのファイル記録事項（事前照会は不要）#

データは、1枚のCD-Rに収録されます。  
 開示請求に係る手数料は、CD-R1枚につき1,430円です。  
 あらかじめ、1,430円に相当する収入印紙を御用意いただき、開示請求書に貼付してください。  
 開示の実施を郵送で希望する場合には、開示請求書の他に、返信用切手（180円）を貼付した宛先の記入された封筒も同封してください。

▼ ■次の一覧を参考に該当する質問事項へ#

		特定事業所の情報	
		開示請求する	開示請求しない
事業者 全体の 情報	開示請求する	質問 2 及び 質問 4 へ	質問 2 へ
	開示請求しない	質問 4 へ	

# <事業者全体の情報> #

質問 2) 開示対象の特定方法は？  
 ①事業者（名称及び所在地）を指定  
 ②都道府県、主たる事業、温室効果ガスの種類その他の条件により全データから範囲を絞り込んで対象とする事業者を特定

②# ↓ 次頁質問 6 へ#  
 ①# → 具体的な事業者の名称及び所在地等をお知らせください。#

質問 3) 開示を実施する媒体は？  
 ①紙媒体（A4） ②フロッピーディスク（FD） ③光ディスク（CD-R）

<特定事業所の情報> #

質問 4) 開示対象の特定方法は？  
 ①事業所（名称及び所在地）を指定  
 ②都道府県、主たる事業、温室効果ガスの種類その他の条件により全データから範囲を絞り込んで対象とする事業所を特定#

②# ↓ 次頁質問 6 へ#  
 ※質問 6-5 を除く#  
 ①# → 具体的な事業所の名称及び所在地等をお知らせください。#

質問 5) 開示を実施する媒体は？  
 ①紙媒体（A4） ②フロッピーディスク（FD） ③光ディスク（CD-R）

■一部のファイル記録事項（事前照会が必要）#

#

質問 6-1) 排出者区分の指定はありますか？

- ①#指定なし
- ②#指定あり#

※質問 2 ② 事業者を指定する場合のみ選択#

報告区分を指定してください。#

#

質問 6-2) 都道府県の指定はありますか？

- ①#指定なし
- ②#指定あり

都道府県を指定してください。#

#

質問 6-3) 業種の指定はありますか？

- ①#指定なし
- ②#指定あり

業種名又は業種コードを指定してください。#  
※日本標準産業分類（平成 25 年 10 月改訂）によってください。

#

質問 6-4) 温室効果ガスの種類の指定はありますか？

- ①#指定なし
- ②#指定あり

温室効果ガスの種類を指定してください。#

#

質問 6-5) 調整後排出量の調整に用いたクレジットの#  
種類の指定はありますか？

- ①#指定なし
- ②#指定あり

※質問 2 ② 事業者を指定する場合のみ選択#

クレジットの種類を指定してください。#

#

質問 6-6) その他の条件はありますか？

- ①#条件なし
- ②#条件あり#

その他の条件を指定してください。#